

患者給付金

別紙 B

プロビデンス病院、ワシントン DC

通常請求される金額の計算

更新日: 2019年7月

プロビデンス病院は IRS 規制セクション 1.501(r)-5(b)(3)、1.501(r)-5(b)(3)(ii)(B) と 1.501(r)-5(b)(3)(iii)に従って AGB 率を算出します。有料メディケアのサービスと組織に請求額を支払うすべての民間医療保険会社を含め、「ルック・バック」方式が使用されます。当該の計算と AGB 率の詳細については後述します。

プロビデンス病院の AGB 率は次の通りです:

AGB: プロビデンス病院	31.4%
AGB: プロビデンスヘルス サービス	43.0%

この AGB 率は、メディケア有料サービスによって許可されている緊急時やその他の医学的に必要なケアのほか、病院施設に支払うすべての民間医療保険会社の請求額に関連する総費用の合計を割ることによって計算されます。AGB 率を決定する目的に利用されるべき唯一の請求は AGB 率の計算に先立って 12 ヶ月の期間中に健康保険会社によって許可されたものでなければなりません(前 12 ヶ月の間に提供されたケアに関する請求ではありません)。

前述の AGB 率の計算に関わらず、プロビデンス病院およびプロビデンスヘルス サービスは次の通り低い AGB 率を選択します:

AGB 43.0%